

第59回(令和3年度第2回)埼玉県男女共同参画審議会委員の意見への回答

資料1

No.	計画案ページ	該当する部分	審議会委員の意見	関係部局	回答
1	P46	Ⅲ-1 (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進	性被害にあうのは、女性だけでなく男性もいるという理解を広めてもらいたい。昔は、小学5年生の時に泊まりに行く時に、女子だけ分かれて生理の話をしていたが、今はどんな感じになっているのか。	教育局	学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、学校の教育活動全体を通じて行われております。 男女の体に起こる変化のうち、「初経、精通」については、小学校4年生の「体の発育・発達」において全ての児童が学習することになっております。 御指摘の宿泊行事の実施に向けた指導について、各学校における指導の実態は把握しておりませんが、宿泊行事の機会を捉え、体の変化に対する具体的な対処や心構えを指導するものであることから、女子を対象としているものと考えます。
2	P47	Ⅲ-1 (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進 ② 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発 イ 企業や大学等との連携による女性社員や女子学生向け防犯講話等の実施	大学等で性犯罪はいけないということを意識啓発していく時に、女子学生等だけに限定するより、男子学生や男性社員も一緒に聞いて、みんなで誰もが加害者にも被害者にもならない社会を作っていくという意識を醸成していくことが大事なので、講話の対象を女性に限定してしまうのはいかがなものか。	県民生活部・警察	県では、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」に基づき各種施策を推進しておりますが、同条例には5つの基本理念が掲げられ、同基本理念を基本として防犯のまちづくりを推進するものとされ、その基本理念の1つに、「子供、高齢者、女性等を犯罪被害から守ること」が掲げられております。 犯罪には多種多様な罪種がありますが、その中で、特に女性が被害者となる罪種としては、暴行（痴漢）、強制わいせつ、強制性交等などがありますが、女性が犯罪に遭わないための一施策として企業や大学と連携して「女性の安全・安心ネットワーク」を構築しております。 防犯講話や防犯指導については、ネットワークを構築し企業・大学側からの依頼により実施するほか、防犯対策等を掲載した「安心・安全ネットワーク通信」の発行、代表者を集めた「働く女子の防犯力向上委員会」を開催し、護身術の講習や意見交換会（ディスカッション）をしています。なお、実施にあたっては女性限定とはしておらず、男性からの受講希望があれば受講していただいている状況です。 ただし、ディスカッション時には、男性がいる前では話せない内容がある場合もあることから、男性に退席していただく場合もあります。 よって、計画案の対象項目（P47(3)推進項目②イ）の文言について、「企業や大学等と連携した防犯講話等の実施」と修正します。

No.	計画案ページ	該当する部分	審議会委員の意見	関係部局	回答
3	P48	Ⅲ-1（４）子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 ① 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達の段階に応じた学校等での教育の充実	コンドームとか避妊具は習っているようだが、緊急避妊ピルについて知っている高校生が少ない。子供たちが使える知識を伝えていただきたいと考えるが、いかがか。	教育局	学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づいて、学校の教育活動全体を通じて行われています。 指導に際しては、主に集団の場面で、あらかじめ適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンスに加えて、主に個別指導により、個々の子供が抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリングがあり、それらの連携を密にして効果的に行うことが重要です。 学習指導要領に記載がない、「緊急避妊薬」については、主にカウンセリングなどの個別指導の場面で伝えることが考えられます。 御指摘の緊急避妊薬などの知識を伝えることも含め、個々の子供が抱える悩みや不安について相談できることが重要であることから、校内の相談体制の整備や、県が設置する相談窓口の周知などを推進してまいります。
4	P48	Ⅲ-1（４）子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 ① 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達の段階に応じた学校等での教育の充実	性犯罪・性暴力について、被害者が被害に遭わないための教育というよりもむしろ加害者が教育現場に入れないようにという視点がないのではないかと思います。そういった視点も入れてもらいたい。	総務部	令和3年2月に「官報情報検索ツール」が改正され、過去40年の免許失効者の検索が可能となり、教員採用の際に、採用予定者が過去に懲戒免職処分を受け免許が失効した者かどうかを確認することが可能となりました。 また、令和3年6月には、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が公布され、わいせつ行為等で懲戒免職処分を受け免許が失効した教員について、現行の教育職員免許法では3年を経過すれば再取得が可能であるが、同法では、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り再取得が可能となるなど、厳しいルールが規定されたところです。 採用希望者の経歴等の十分な確認を踏まえた適切な採用判断等について、私立学校に対しても関係通知により周知を行っています。 私立学校に対しては、採用希望者の経歴等の十分な確認を踏まえた適切な採用判断がされるよう、関係通知により周知を図っています。
4'	P48	同上	同上	教育局	埼玉県教育委員会では、教員採用選考試験において志願書に賞罰欄を設け、賞罰の有無、有の場合はその内容を記載させており、その記述が真実である旨を自筆署名させています。 また、重大な虚偽の記載があることが明らかになった場合には、採用候補者名簿に登録しないこととするとともに、過去40年間の免許失効者を確認できる官報情報検索ツールも活用することで、児童生徒が性被害等の被害者とならないよう努めております。

No.	計画案 ページ	該当する部分	審議会委員の意見	関係 部局	回答
5	P48	Ⅲ-1（４）子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 ① 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達の段階に応じた学校等での教育の充実	県では、現場でどのように性教育を行っているのか。また、知的障害のある児童・生徒に対しての性教育はどのように行っているのか。	教育局	学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動ができるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校の教育活動全体を通じて行われております。指導に際しては、「児童生徒の発達の段階を踏まえること」、「学校全体で共通理解を図ること」、「家庭地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること」、「集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うこと」に配慮して進めております。また、特別支援学校学習指導要領では、「一人一人の生徒の知的障害の状態等を踏まえ、身体的成熟や心理的な発達に合わせて、女子の初経や月経の処理等に関する指導や男子の精通への対応など、性に関する指導を行うことも考えられる」としてあります。知的障害特別支援学校では、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育や自立活動の指導等で、トイレの使い方や公共でのマナーなど、家庭での状況も踏まえ保護者と連携した指導に当たっています。その際に、例えば、プライベートゾーンを示す教材を活用し、見ない、見せない、触れない部分であることや生徒一人一人の心身の成長により関わる人（親、支援者、友人など）との距離が変化することなど、イラストや動画で具体例を示すなど、工夫しながら指導を行っています。
6	P48	Ⅲ-1（４）子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 ① 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達の段階に応じた学校等での教育の充実	男女共同参画社会の実現にも、相手を尊重し、性的なことにもきちんと同意を得て、お互い幸福を得られるような関係性を築く包括的性教育が重要だと考える。埼玉医科大学医療人育成支援センター・地域医学推進センター 高橋幸子氏他3名で制作した高校生向け性教育パンフレット「#つながるBOOK」について、さいたま市立高校では全生徒に配布が決まっているとのこと。埼玉県全域の公・私立高校に配布してもらいたいと考えるが、いかがか。 【参考】 「#つながるBOOK」について https://www.jfpa.or.jp/kazokutokenko/topics/001123.html 「#つながるBOOK」 https://www.jfpa.or.jp/tsunagarubook/	総務部	学校での生徒への指導は、学習指導要領に基づいた教育活動を通じて行われています。指導に当たっては「生徒の発達の段階を踏まえること」「学校全体での共通理解を図ること」「保護者の理解を得ること」などに配慮する必要があります。また、私立学校では建学の精神に基づき、各校独自の教育活動が行われているため、各学校における教育方針や理念を尊重する必要があります。そのため、制作者から配布依頼があった場合は、教職員の参考資料として配布させていただきます。

No.	計画案 ページ	該当する部分	審議会委員の意見	関係 部局	回答
6'	P48	同上	同上	教育 局	<p>「#つながるBOOK」については、令和3年9月に各高等学校等に対して1冊を配布するとともに、冊子の適切な活用について周知したところです。</p> <p>学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づいて、学校の教育活動全体を通じて行われています。</p> <p>指導に際しては、「生徒の発達の段階を踏まえること」「学校全体で共通理解を図ること」「保護者の理解を得ること」などに配慮する必要があります。さらに、主に集団の場面で、あらかじめ適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンスと主に個別指導の場面で、個々の子供が抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリングの連携を密にして効果的に行うことが重要です。</p> <p>学習指導要領に記載がない内容を含む本冊子については、主にカウンセリングなどの個別指導の場面で活用することが考えられます。また、各学校において、全生徒を対象として本冊子を活用した指導をする場合には、前述の配慮事項を踏まえた上で慎重に行う必要があると考えます。</p> <p>県といたしましては、保健体育の教諭や養護教諭等を対象とした研修会において、本冊子について広く情報提供することにより、本冊子が適切、且つ効果的に活用され、各学校における性に関する指導の一層の充実が図られるよう取り組んでまいります。</p>
7	P62	Ⅲ-3（5）医療分野における女性の参画拡大	女子高校生の医学部進学を後押しするために、経済的な支援が必要だと思う。県の奨学金制度についての情報は必要な方に行き渡っているのか。	保健 医療 部	<p>県では、貸与期間の1.5倍である9年間、特定地域や特定診療科へ勤務した場合に返還を免除する奨学金制度を実施しています。</p> <p>貸与者の募集にあたっては、ポスターやチラシを作成し、県内外の高等学校や予備校への周知を行っています。</p>